

第32回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年11月18日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)

書面またはインターネット等による議決権行使期限：
平成28年11月17日午後6時まで

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

目次

第32回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	12
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46
明光レポート	50

一昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



証券コード：4668
明光ネットワークジャパン

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 田上 節朗

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」（2頁から4頁）のとおり、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年11月17日（木曜日）午後6時まで議決権を行使して頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年11月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

◎一昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせて頂きました。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.meikonet.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meikonet.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。

◎電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものいたします。

議決権行使方法 についてのご案内

議決権の
行使方法には、
3つの方法が
ございます。

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

当日ご出席の場合



▶受付へご提出

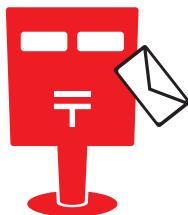
当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会日時

平成28年**11月18日**（金曜日）午前**10時**開催
（受付開始時間は午前9時を予定しております。）

当日ご出席願えない場合

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができます。



▶郵送による議決権の行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。

行使期限

平成28年**11月17日**（木曜日）午後**6時**までに到着



▶インターネットによる議決権の行使

<http://www.web54.net>

インターネットにより上記専用サイトにアクセスしてください。
ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使してください。

行使期限

平成28年**11月17日**（木曜日）午後**6時**まで

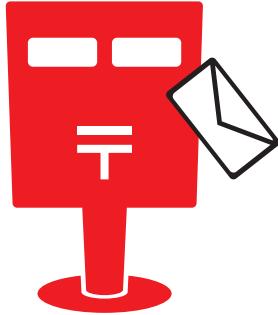
詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

- ◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものといたします。
- ◎電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取扱うものといたします。

議 決 権 行 使

のお手続きについて



郵 送

による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年**11月17日**（木曜日）
午後**6時**までに到着

お手元に
議決権行使書用紙を
ご注意ください



インターネット

による議決権の行使の場合

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）

インターネットによる議決権行使は、平成28年11月17日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

機関投資家の皆様へ

下記のインターネットによる議決権行使のほか、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

1 議決権行使サイトにアクセスする



<http://www.web54.net>

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

※1 パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

※2 議決権行使サイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関する
お問い合わせ
(ヘルプデスク)

三井住友信託銀行証券代行部

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル ☎ 0120-652-031 (午前9時から午後9時まで)

<その他のご照会> ☎ 0120-782-031 (平日午前9時から午後5時まで)

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.	1. (現行どおり)
}	}
15.	15.
(新 設)	<u>16. 各種情報機器の販売およびレンタル</u>
(新 設)	<u>17. 金銭の貸付け</u>
<u>16.</u>	<u>18.</u> (現行どおり)
(条文省略)	

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

わたなべ
渡邊ひろたけ
弘毅

(昭和17年9月19日生)

再任

所有する当社株式数

1,794,600株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年9月 当社設立 当社取締役
昭和60年5月 当社代表取締役社長
平成27年11月 当社代表取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人明光教育研究所代表理事

候補者
番号

2

おくい
奥井よしこ
世志子

(昭和29年8月24日生)

再任

所有する当社株式数

792,800株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役
平成8年11月 当社専務取締役
平成16年9月 当社明光義塾本部長
平成18年4月 当社明光義塾本部総括兼、管理本部長
平成19年3月 当社全体統轄兼、管理部門管掌
平成20年11月 当社取締役副社長
当社全体統轄兼、最高財務責任者
平成21年11月 当社代表取締役副社長
平成27年11月 当社代表取締役副会長（現任）

[重要な兼職の状況]

公益財団法人明光教育研究所副代表理事

候補者
番号

3

たがみ
田上

せつろう
節朗

(昭和30年8月6日生)

再任

所有する当社株式数

10,200株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年5月 当社入社
平成17年11月 当社取締役
平成20年11月 当社常務取締役
当社業務管理部管掌
平成22年9月 当社教務部管掌
平成26年9月 当社管理部門管掌兼、海外事業開発部管掌兼、事業戦略会議議長
平成26年11月 当社専務取締役
平成27年11月 当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

公益財団法人明光教育研究所評議員
株式会社古藤事務所取締役

候補者
番号

4

やました
山下

かずひと
一仁

(昭和34年12月7日生)

再任

所有する当社株式数

14,900株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年3月 当社入社
平成19年11月 当社取締役
平成20年11月 当社常務取締役
平成24年9月 当社個別進学館事業本部長 (現任)
当社サッカースクール事業部管掌兼、明光キッズ事業部管掌兼、事業開発部管掌
平成25年7月 当社事業開発本部長
平成26年9月 当社明光義塾事業本部長兼、FC開発部管掌 (現任)
平成26年11月 当社専務取締役
平成27年11月 当社取締役副社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

国際人材開発株式会社取締役
株式会社早稲田EDU取締役

候補者
番号

5

さとう ひろあき
佐藤 浩章

(昭和35年8月31日生)

再任

所有する当社株式数

6,700株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年 5月 当社入社
 平成17年11月 当社取締役
 平成20年11月 当社常務取締役（現任）
 平成22年 9月 当社明光義塾事業本部管掌
 平成24年 9月 当社FC開発部管掌
 平成26年 9月 当社プロモーション部（現マーケティング部）管掌兼、情報システム部管掌兼、サッカー事業部管掌兼、キッズ事業部管掌（現任）

候補者
番号

6

ほりうち こうし
堀内 航志

(昭和44年12月5日生)

再任

所有する当社株式数

400株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年10月 当社入社
 平成22年11月 当社明光義塾事業本部第2事業部長
 平成26年 9月 当社明光義塾事業本部第7事業部長
 平成26年11月 当社取締役（現任）
 平成27年 9月 当社明光義塾事業本部副本部長（現任）
 平成27年11月 当社本部事務局管掌（現任）
 当社明光サポートセンター管掌
 平成28年 9月 当社教務部管掌（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社MAXISエデュケーション取締役
 株式会社ユーデック取締役

候補者
番号

7

はらだ
原田

まさひろ
昌宏

(昭和27年4月28日生)

再任

社外取締役

所有する当社株式数

300株

取締役会への出席状況

100% (17/17回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
平成8年4月 同行金町支店長
平成14年4月 SMBCパーソナルサポート株式会社代表取締役常務
平成23年6月 ライジング保険サービス株式会社代表取締役社長
平成26年11月 当社取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

原田昌宏氏につきましては、金融機関で企業審査に携わった経験並びに企業経営における豊富な経験と知見を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

8

や お のりこ
八尾 紀子

(昭和42年8月27日生)

再任

社外取締役

所有する当社株式数

一株

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

※平成27年11月20日就任のため、11月20日以降開催の取締役会を記載しておりません。

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成7年3月 最高裁判所司法研修所修了

平成7年4月 福岡県弁護士会登録
不二法律事務所入所

平成13年6月 ジョージタウン大学ローセンター卒業 (LL.M.)

平成13年9月 ポール・ヘイスティングス・ジャンプスキー&ウォルカー法律事務所 (ロサンゼルスオフィス) 入所

平成14年10月 第二東京弁護士会登録
太陽法律事務所 (現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業) 入所
ニューヨーク州弁護士登録

平成19年7月 TMI総合法律事務所入所

平成20年1月 同パートナー (現任)

平成27年11月 当社取締役 (現任)

【 重要な兼職の状況 】

TMI総合法律事務所パートナー

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役
サトーホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

八尾紀子氏につきましては、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、原田昌宏及び八尾紀子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めておりますが、両氏とも当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、両氏をそれぞれ独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考> 「独立社外役員の選任基準」 について

1. 現在または過去において当社及び当社グループの取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人となっていないこと。
2. 現在または最近5年間に於いて当社の大株主の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
3. 当社の現在主要株主である会社の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
4. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの主要な取引先（直近事業年度における年間連結売上高の2%超）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
5. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る）、その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう）でないこと。
6. 当社及び当社グループから取締役または監査役（常勤、非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員でないこと。
7. 現在または最近5年間に於いて当社及び当社グループの主要な金融機関（当社及び当社グループにおいて資金調達において必要不可欠であり、当社が株主との間で利害相反の問題が生じえる状況（債務超過ないし債務超過のおそれがあるような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に勘案し判断する）の取締役、監査役、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
8. 現在または最近5年間に於いて当社の主幹事証券会社の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、執行役員、支配人その他の使用人でないこと。
9. 現在または最近3年間に於いて当社及び当社グループの監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員でないこと。
10. 当社及び当社グループから一定額（過去3年間の平均で1千万円）を超える報酬を受領している弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと。
11. 上記1から10における二親等内の親族または同居の親族でないこと。
12. 仮に上記に該当するものであっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができる。
13. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と恒常的に実質的な利益相反のおそれが生じると判断されないこと。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）におけるわが国経済は、政府による経済政策及び金融政策を背景とした企業収益の改善や雇用情勢の拡大等が見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。新興国の景気減速懸念や個人消費の伸び悩み等から、依然として先行き不透明な状況となりました。

当社グループの属する教育業界におきましては、2020年を目標に、「高大接続改革」の一環である「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が実施される予定ですが、そこでは「暗記力」だけでなく、グローバルに通用する力を身につけるための「思考力」「判断力」「表現力」が求められることから、「高等学校教育」を中心とした学校教育全般が大きく変わろうとしております。また、英語教育についても4技能（聞く、話す、読む、書く）に対応する指導のニーズが高まる等、新たなサービスの開発が求められております。

当社グループはこのような環境のなか、明確な目標を設定し遂行するため、平成25年10月に「中期経営計画」（平成26年8月期～平成28年8月期）を策定・公表し、これに基づいて事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度におきましては、

- (i) サービス内容の更なる拡充（教科コンテンツの開発強化、「新生明光義塾」の開発に向けた更なる探求と研究、各種研修の見直し等）
- (ii) サービスの更なるクオリティ向上（「地域No.1学習塾」を目標とした、お客様対応の強化及びお客様満足度調査の実施）
- (iii) 職場環境の整備（仕事の成果が正当に評価されるとともに、女性がより一層活躍できるような大規模な人事制度改革及び従業員一人ひとりが仕事の幅を広げ成長できるような人事異動の実施）
- (iv) 講師から社員まで、明光グループで働く全ての人々への喜びの提供
- (v) コンプライアンスを重視したクオリティの高い教室運営の実施

等に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、これらの取り組みを基本としながら、どのような時代・環境にも適応できる柔軟かつ強靱な組織及び人材を育成するための人事制度改革の推進や、階層別人材育成プログラムの実施等により、高い成長意欲を持った人材の育成に努めてまいりました。

明光義塾の新たなサービスとしては、中学生を対象とした理科・社会のオンライン学習サービスや、高校生を対象とした映像授業サービスの導入推進を図ってまいりました。

プロモーション活動につきましては、「YDK（やれば・できる・子）応援塾」というメッセージ及び「ダルマはかせ」「サボロー」といったオリジナルキャラクターを軸に、テレビCM、インターネット及びモバイル等を活用した各種施策を実施することで、生徒・保護者の共感度の向上及び広域的な生徒募集の強化を図ってまいりました。更に、学習スケジュール作成機能や友人とのコミュニケーション機能等を備えた学習管理用スマートフォンアプリ「Yo! サボロー」のリリース等を通じ、ブランド認知度の向上に努めてまいりました。これらの施策と並行して、講師の募集活動を積極的に進めるために、テレビCM・動画サイト等で「合格ドキュメンタリームービー」の配信を行い、明光義塾講師の仕事の魅力や働きがいを訴求してまいりました。

また、直営・FCチェーン全体としてコンプライアンス研修及び労務管理の更なる強化を図るとともに、アルバイト講師等への労働時間管理・賃金の支払いに関する適正運用の徹底を行ってまいりました。

海外での事業展開につきましては、平成27年9月25日開催の取締役会において、「翰林出版事業股份有限公司」、「翰林建設開発股份有限公司」、「百大文教事業有限公司」及び当社の4社により、台湾における個別指導塾事業を展開するための合弁会社設立に関する合弁事業契約を締結することを決議し、それを受け、平成27年11月4日に合弁会社「明光文教事業股份有限公司」を設立し、平成27年11月11日に同社とマスターフランチャイズ契約を締結

いたしました。当連結会計年度において既に7教室を新規開校しております。

平成28年2月25日開催の取締役会において、「JCLI日本語学校」を運営する国際人材開発株式会社の発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成28年3月4日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。当社グループが従来から運営する「早稲田EDU日本語学校」に、「JCLI日本語学校」を加え、2つの日本語学校を運営することにより、各種ノウハウの共有、スケールメリットの追求等のシナジー効果を発現させてまいります。

更に、事業領域の拡大を図るため、平成28年2月25日開催の取締役会において、大学入試、大学教育に関する事業を営む株式会社古藤事務所の発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成28年3月4日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

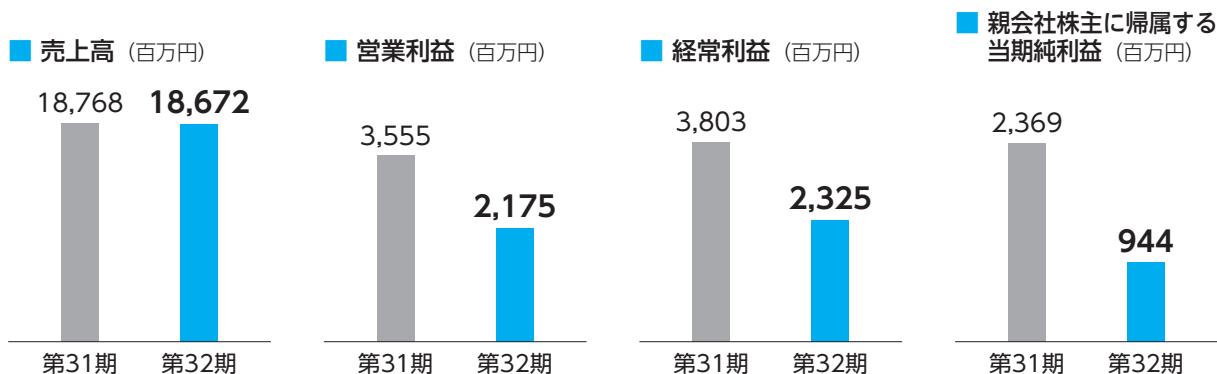
業績面といたしましては、売上高は、在籍生徒数が低調に推移したこと、広告・備品売上が減少したこと等により減収となりました。

利益面につきましては、ブランドイメージ向上を図るための販促キャンペーン（テレビCM、新聞折り込みチラシ等の強化）による販売促進費の増加、

講師募集費及び講師給与増による労務コストの増加、及び研修費用の増加等により大幅な減益となりました。更に、当連結会計年度において、講師給与調整金（特別損失）として408百万円を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は18,672百万円（前期比0.5%減）、営業利益2,175百万円（同38.8%減）、経常利益2,325百万円（同38.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益944百万円（同60.2%減）と、前期比で減収減益となりました。

売上高	18,672百万円	(前期比0.5%減)
営業利益	2,175百万円	(前期比38.8%減)
経常利益	2,325百万円	(前期比38.8%減)
親会社株主に帰属する 当期純利益	944百万円	(前期比60.2%減)

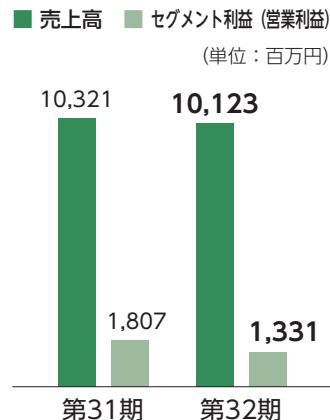


セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

明光義塾直営事業



■ 売上高	10,123百万円	(前期比1.9%減)
■ セグメント利益 (営業利益)	1,331百万円	(前期比26.4%減)
■ 教室数	323教室	(前期末313教室)
■ 在籍生徒数	24,786名	(前期末25,496名)

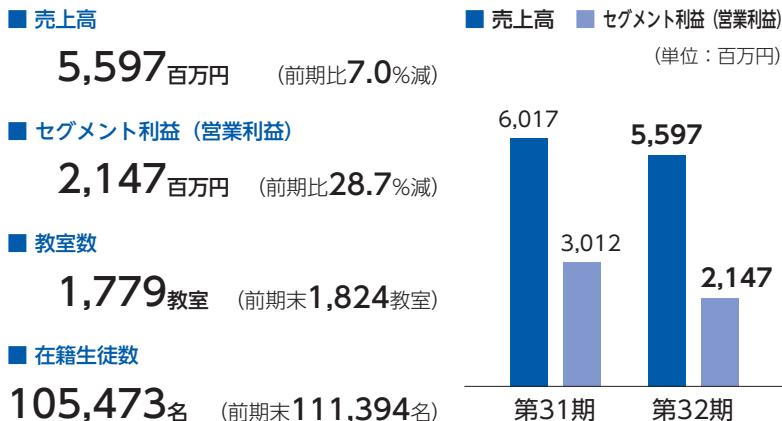


直営事業につきましては、生徒・保護者とのコミュニケーションの充実による顧客満足度の向上や、より安全で通しやすい教室をつくるための環境整備に取り組んだほか、明光義塾の新たなサービスとして、中学生を対象とした理科・社会のオンライン学習サービスを全教室で導入いたしました。

しかしながら、講師募集費及び講師給与増による労務コストの増加等により、利益面では厳しい結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,123百万円（当社売上高7,037百万円、株式会社MAXISエデュケーション売上高3,085百万円）（前期比1.9%減）、セグメント利益（営業利益）は1,331百万円（当社営業利益1,185百万円、株式会社MAXISエデュケーション営業利益289百万円、のれん償却額143百万円）（同26.4%減）となりました。教室数は323教室（当社直営230教室、株式会社MAXISエデュケーション直営93教室）、在籍生徒数は24,786名（当社直営17,948名、株式会社MAXISエデュケーション直営6,838名）となりました。

明光義塾フランチャイズ事業



フランチャイズ事業につきましては、地域単位の合同会議の実施や成功教室事例の情報共有等により、直営教室との一体的な運営指導を推進するとともに、フランチャイズオーナー・教室長向けの定例研修を強化する等、フランチャイズチェーン本部としての機能をより充実させてまいりました。

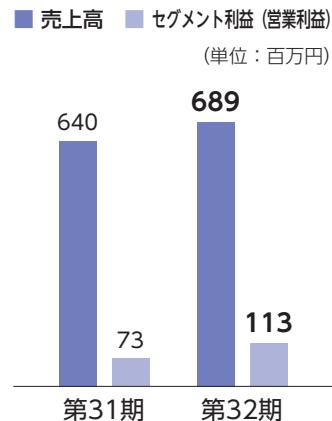
新規オーナーの募集を積極的に進める一方、教室展開エリアの再編を行い、未開校エリアへの教室の開設を推進いたしました。一方で不採算教室の閉鎖を含む教室のスクラップアンドビルド等により教室数が減少したこと、フランチャイズ教室の新年度の生徒募集活動が低調に推移したことで在籍生徒数が減少したこと、販売促進費が増加したこと等により、売上・利益の両面で厳しい結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は5,597百万円（前期比7.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）は2,147百万円（同28.7%減）、教室数は1,779教室（株式会社MAXISエデュケーション直営除く。）、在籍生徒数は105,473名（株式会社MAXISエデュケーション直営除く。）となりました。

予備校事業



■ 売上高	689百万円	(前期比7.7%増)
■ セグメント利益 (営業利益)	113百万円	(前期比54.4%増)
■ 校舎数	3校	(前期末4校)
■ 在籍生徒数	139名	(前期末153名)



連結子会社である株式会社東京医進学院による予備校事業につきましては、医系大学への進学実績がある高等学校への訪問を強化し、ピンポイントな生徒募集活動に努めてまいりました。また、各教科の指導指針及びカリキュラムの充実並びに模擬試験結果の詳細な分析等の施策により、合格率を高める指導に注力した結果、2016年の合格実績は前年を大きく上回る良好なものとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は689百万円（前期比7.7%増）、セグメント利益（営業利益）は113百万円（同54.4%増）、校舎数は3校、在籍生徒数は139名となりました。

その他

明光サッカー事業につきましては、スクール生一人ひとりが高い技術と自立した精神を身に付けられるように、コーチ・スタッフ研修の強化及び運営体制の見直しを行い、指導力向上に取り組んでまいりました。また、提供サービスの質を向上させるため、お客様満足度調査を実施し、クラス構成の見直しやスクール環境の改善を図りました。

これらの結果、明光サッカー事業における当連結会計年度の売上高は147百万円、営業損失は6百万円、スクール数は16スクール（うちフランチャイズ1スクール）、在籍スクール生は971名となりました。

早稲田アカデミー個別進学館事業につきましては、株式会社早稲田アカデミーとのアライアンスの強化により、個別指導カリキュラム、各種研修及び指導方法等の充実を図りました。また、お客様満足度調査の実施等、提供サービスの質の更なる向上を図ってまいりました。

合格実績といたしましては、中学受験については、開成中学校、麻布中学校、武蔵中学校、桜蔭中学校等、高校受験では、筑波大学附属高等学校、お茶の水女子大学附属高等学校、慶応義塾女子高等学校、早稲田実業学校高等部等、全国屈指の難関中学校及び高等学校に多数の合格者を輩出することができました。

難関校合格実績に対する認知度が向上したこと等により生徒数が増加し、当連結会計年度における全校舎の生徒数は、2,355名となりました。

校舎展開といたしましては、30校（当社直営7校、株式会社MAXISエデュケーション直営4校、株式会社早稲田アカデミー直営10校及びフランチャイズ9校）の体制で展開いたしました。

これらの結果、早稲田アカデミー個別進学館事業における当連結会計年度の売上高は438百万円、営業損失は52百万円となりました。

キッズ事業につきましては、運営オペレーションの改善、社会見学及びサマーキャンプ等の体験型イベントの強化や習い事ラインナップの見直しを実施し、顧客満足度を高めることで訴求力の強化を図ってまいりました。また、幼稚園の課外授業の運営受託や、私立小学校からのアフタースクール運営受託の促進も同時に進めてまいりました。

これらの結果、明光キッズにおける当連結会計年度のスクール数は13スクール（直営7スクール、運営受託6施設）、在籍スクール生は608名となりました。

連結子会社である株式会社早稲田EDUにつきましては、中国やベトナム、ネパール等からの留学生を対象とした「早稲田EDU日本語学校」を東京都新宿区にて1校舎運営しております。生徒数の定員増加に向けて、組織体制の強化を図るべく専任講師の増員等を進めてまいりました。グローバル化に伴い留学生も順調に増加し、在籍生徒数は461名（定員520名）となりました。

連結子会社である国際人材開発株式会社につきましては、第4四半期連結会計期間から連結業績に含めております。同社は、「JCLI日本語学校」を東京都新宿区にて3校舎運営しており、在籍生徒数は919名（定員1,380名）となりました。

連結子会社である株式会社古藤事務所につきましては、第4四半期連結会計期間から連結業績に含めております。主軸の入試問題ソリューション業務において、新規顧客の獲得に努めるとともに、堅実なサービス提供を続けた結果、確実に受注を進め、業績は堅調に推移いたしました。

連結子会社である株式会社ユーデックにつきましては、主軸の模擬試験販売において、大手塾を中心に新規受注が増加したことにより、受験者数が順調に増加いたしました。書籍売上は、公立高校入試過去問題集の受注が伸び悩んだものの、塾対象教材の販売数増加により、堅調に推移いたしました。学内予備校事業は新規顧客の獲得に努めるとともに、顧客満足度の向上を図った結果、堅調に推移いたしました。

連結子会社である株式会社晃洋書房につきましては、主軸である大学教科書の発行において、営業部の体制を強化し、新たな販売ルートの開拓に努め、大学の前期テキスト採用に向けた営業活動に注力した結果、新刊及び再販が好調に推移し、近年では最高の新刊発行点数を記録しました。

<ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回次 連結会計年度	第31期			第32期		
	自平成26年9月1日 至平成27年8月31日			自平成27年9月1日 至平成28年8月31日		
	経営成績他	前期比較		経営成績他	前期比較	
明光義塾直営教室数	222	+	5	230	+	8
明光義塾 (MAXIS) 教室数	91	+	91	93	+	2
明光義塾フランチャイズ教室数	1,824	△	96	1,779	△	45
明光義塾教室数合計	2,137		—	2,102	△	35
明光義塾直営教室在籍生徒数 (名)	18,173	+	816	17,948	△	225
明光義塾 (MAXIS) 教室在籍生徒数 (名)	7,323	+	7,323	6,838	△	485
明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数 (名)	111,394	△	6,980	105,473	△	5,921
明光義塾在籍生徒数合計 (名)	136,890	+	1,159	130,259	△	6,631
明光義塾直営事業売上高 (百万円)	10,321	+	3,259	10,123	△	198
明光義塾フランチャイズ事業売上高 (百万円) ^{※1}	6,017	△	547	5,597	△	420
予備校事業売上高 (百万円)	640	+	47	689	+	49
その他の事業売上高 (百万円)	1,788	+	442	2,260	+	472
売上高合計 (百万円)	18,768	+	3,202	18,672	△	96
明光義塾直営教室売上高 (百万円)	10,321	+	3,259	10,123	△	198
明光義塾フランチャイズ教室末端売上高 (百万円)	37,440	△	3,575	35,998	△	1,441
明光義塾教室末端売上高合計 (百万円) ^{※2}	47,762	△	315	46,122	△	1,640

※1 明光義塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品売上高等を記載しております。

2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は174,625千円（有形固定資産、無形固定資産及び投資不動産の受入ベース数値）であります。

その主なものは、情報システム構築に対する開発費65,677千円、並びに明光義塾直営教室等の移転及びリニューアルに係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成27年11月30日付で、持分法適用関連会社であった株式会社創企社の株式全株を売却いたしました。これにより、株式会社創企社は持分法適用関連会社の範囲から除外しております。

また、海外での事業展開につきましては、「翰林出版事業股份有限公司」、「翰林建設開発股份有限公司」、「百大文教事業有限公司」及び当社の4社によ

り、平成27年11月4日付で合併会社「明光文教事業股份有限公司」を設立し、関連会社（持分法非適用関連会社）としております。

平成28年2月25日開催の取締役会において、「JCLI日本語学校」を運営する国際人材開発株式会社の発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成28年3月4日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

更に、平成28年2月25日開催の取締役会において、大学入試、大学教育に関する事業を営む株式会社古藤事務所の発行済株式の全部を取得する決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成28年3月4日付で株式を取得することによって、同社を連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、教育・文化事業を核として更なる成長を図り、人づくりのトップカンパニーとなることを2020年ビジョンとして掲げております。成長し続ける明光グループを作り2020年ビジョンを実現するための第3ステージとして、平成28年10月「中期経営計画」（平成29年8月期～平成32年8月期）を策定いたしました。

2020年を目処に実施される学習指導要領の改訂や大学入試制度の改革等により、事業環境の大幅な変化が予想され、学習塾及び予備校市場においては、様々な方向性の模索が活発化しております。

予想される大規模な変化に対して柔軟且つスピーディに対応し、企業グループとして持続的な成長を続け、全てのステークホルダーから高い信頼を得るために、以下のような5つの戦略を実行し2020年

ビジョンの実現を目指してまいります。

（明光義塾事業の強化）

生徒の主体的な学びを実現し、より一層の成績向上を実現する指導方法の進化、生徒の学習の進捗状況や履歴等をデジタルにて可視化するICTの開発と活用により、授業の質の向上を図ります。また、マーケティング戦略と地域戦略の強化徹底を図り、お客様のニーズを的確に把握することによって、時代や地域に適合した各種施策をタイムリーに実行してまいります。

（全ての事業の収益力強化）

明光義塾事業の収益力を強化すると共に、他の事業についても収益力の強化を図り、新たな基幹事業を確立してまいります。また、各グループ間でのノウハウを共有し、経営効率を高めつつシナジーを最大化することによって、グループ総合力を強化してまいります。

（持続的な成長に向けた事業領域の拡大）

教育・文化事業の領域において、当社の経営理念に基づくビジネス展開で、本業の強化及び各事業の連携につながるM&Aや投資に取り組んでまいります。

（人材育成）

ワークライフバランスを実現し、意識改革と生産性向上を図り、グループの成長を牽引する人材の育成を行ってまいります。

（企業価値の向上）

持続的な成長と拡大を目指し、投資家にとって魅力ある資本配当政策を実施してまいります。

当社グループは、引き続き、事業拡大への積極投資と経営の革新化を推進し、収益機会の多角化、永続的な成長路線の維持に取り組んでまいります。また、当社グループは今後においても、グループ事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、最善の経営意思決定をするように努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

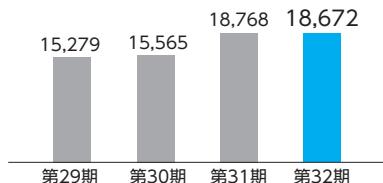
区分		第29期 (平成25年8月期)	第30期 (平成26年8月期)	第31期 (平成27年8月期)	第32期 (当連結会計年度) (平成28年8月期)
売上高	(千円)	15,279,029	15,565,848	18,768,501	18,672,016
経常利益	(千円)	3,718,813	3,537,638	3,803,104	2,325,961
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	2,169,399	2,199,674	2,369,614	944,064
1株当たり当期純利益	(円)	78.60	79.69	85.84	35.25
自己資本当期純利益率	(%)	19.8	17.6	17.1	6.8
総資産	(千円)	16,557,587	16,568,782	18,680,921	16,970,611
純資産	(千円)	11,813,023	13,191,475	14,628,811	13,209,769

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

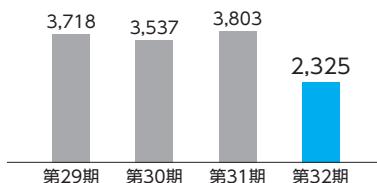
② 当社の財産及び損益の状況

区分		第29期 (平成25年8月期)	第30期 (平成26年8月期)	第31期 (平成27年8月期)	第32期 (当事業年度) (平成28年8月期)
売上高	(千円)	13,853,686	14,101,798	14,223,860	13,881,407
経常利益	(千円)	3,734,209	3,515,277	3,421,732	2,151,243
当期純利益	(千円)	2,205,924	2,108,222	2,117,988	1,059,528
1株当たり当期純利益	(円)	79.93	76.38	76.73	39.56
自己資本当期純利益率	(%)	20.2	17.0	15.6	7.8
総資産	(千円)	15,872,455	15,765,199	16,804,805	14,752,209
純資産	(千円)	11,753,921	13,023,957	14,189,249	12,871,865

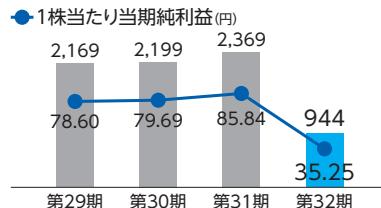
■ 売上高(百万円)



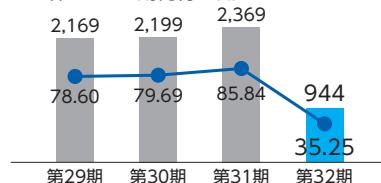
■ 経常利益(百万円)



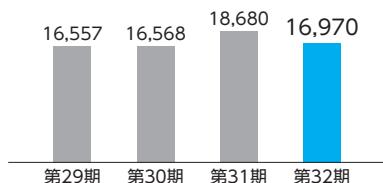
■ 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



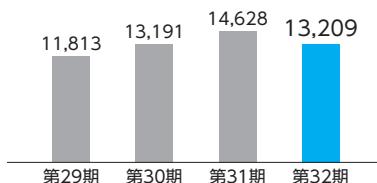
● 1株当たり当期純利益(円)



■ 総資産(百万円)



■ 純資産(百万円)



■ 自己資本当期純利益率(ROE)(%)



(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 子会社の状況

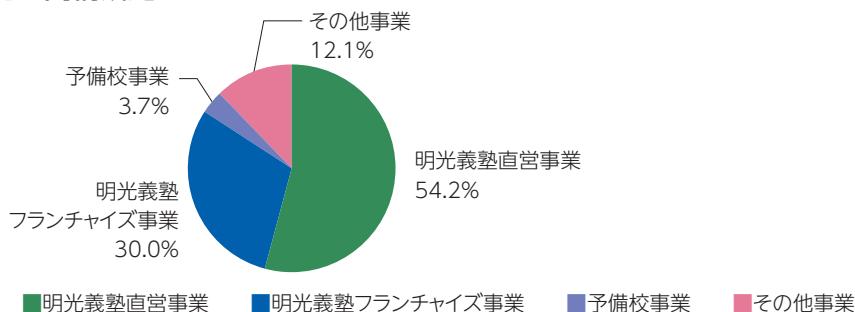
会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社MAXISエデュケーション	30百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営等
株式会社東京医進学院	77百万円	100%	医系大学受験専門予備校の運営
株式会社早稲田EDU	20百万円	100%	早稲田EDU日本語学校の運営
国際人材開発株式会社	10百万円	100%	JCLI日本語学校の運営
株式会社古藤事務所	10百万円	100%	大学入試、大学教育に関する事業
株式会社ユーデック	99百万円	63.1%	受験情報誌の発行、模擬試験制作、教材販売及び学内予備校の運営等
株式会社晃洋書房	15百万円	100% (100%)	学術専門書出版

(注) 出資比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

(11) 主要な事業内容

セグメントの名称	区分に属する主要な事業内容
明光義塾直営事業	・個別指導塾「明光義塾」直営教室における学習指導及び教材、テスト等商品販売（当社及び株式会社MAXISエデュケーション）
明光義塾フランチャイズ事業	・個別指導塾「明光義塾」フランチャイズ教室における教室開設、経営指導及び教室用備品、教室用機器、教材、テスト、広告宣伝物等商品販売
予備校事業	・医系大学受験専門予備校の運営（株式会社東京医進学院）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども対象のサッカースクール「明光サッカー」事業 ・高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別進学館」事業（当社及び株式会社MAXISエデュケーション） ・長時間預かり型学習塾「キッズ」事業 ・「早稲田EDU日本語学校」の運営（株式会社早稲田EDU） ・「JCLI日本語学校」の運営（国際人材開発株式会社） ・大学入試、大学教育に関する事業（株式会社古藤事務所） ・受験情報誌の発行、模擬試験制作、教材販売及び学内予備校の運営等（株式会社ユーデック） ・学術専門書出版（株式会社晃洋書房）

売上高構成比



(12) 主要な営業所等

① 当社の本社及び事務局等

本 社	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
仙台事務局	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
明光ビル	東京都豊島区西池袋三丁目1番13号

② 明光義塾直営教室（当社直営）

首都圏地区	137教室	
その他の地区	93教室	(合計230教室)

③ 明光義塾直営教室（株式会社MAXISエデュケーション）

首都圏地区	53教室	
その他の地区	40教室	(合計93教室)

④ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	234教室	近畿地区	292教室
北関東・甲信越地区	232教室	中・四国地区	162教室
東京・埼玉・千葉地区	309教室	九州地区	210教室
神奈川・静岡地区	152教室		
東海・北陸地区	188教室		(合計1,779教室)

⑤ 株式会社東京医進学院

本 社 東京都新宿区市谷八幡町11番地1
校 舎

首都圏地区 3校

⑥ 明光サッカースクール

首都圏地区 16スクール (うちフランチャイズ1スクール)

⑦ 早稲田アカデミー個別進学館

首都圏地区 30校 (うちフランチャイズ9校、株式会社早稲田アカデミー直営10校、当社直営7校、株式会社MAXISエデュケーション直営4校)

⑧ 株式会社MAXISエデュケーション

本 社 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

⑨ 株式会社早稲田EDU

本 社 及 び 校 舎 東京都新宿区高田馬場四丁目23番33号

⑩ 国際人材開発株式会社

本 社 東京都新宿区北新宿一丁目5番2号

首都圏地区 3校

⑪ 株式会社古藤事務所

本 社 東京都千代田区一番町29番1号

⑫ 株式会社ユーデック

本 社 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番24号

(13) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
明光義塾直営事業	420名	9名増
明光義塾フランチャイズ事業	123名	8名減
予備校事業	20名	4名減
その他	148名	49名増
管理部門	46名	6名増
合計	757名	52名増

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(29名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	325名	17名増	37.7歳	8.4年
女性	157名	11名減	33.5歳	6.3年
合計又は平均	482名	6名増	36.2歳	7.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(29名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,557,093株 (自己株式1,246,507株を除く。)
- (3) 株主数 48,332名 (前期末比6,253名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,126,700	8.01
公益財団法人明光教育研究所	2,000,000	7.53
渡邊弘毅	1,794,600	6.76
株式会社学研ホールディングス	1,303,473	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,059,400	3.99
明光株式会社	1,000,000	3.77
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	894,700	3.37
奥井世志子	792,800	2.99
ザ バンク オブ ニューヨーク 134104	750,000	2.82
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561	520,100	1.96

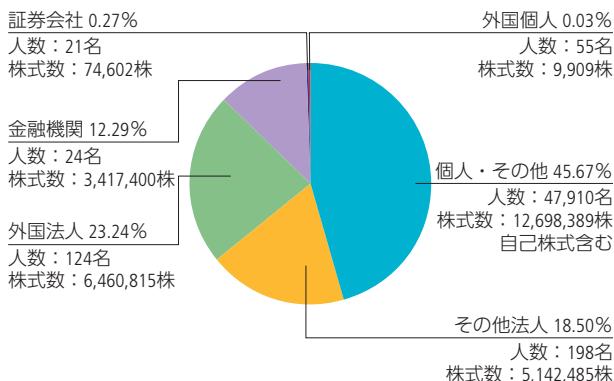
(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

当社は、株主資本を圧縮し資本効率の改善による自己資本利益率の向上等を目的として、会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、平成27年10月9日の当社取締役会決議に基づき、平成27年10月15日から平成27年12月15日の間、市場取引により、1,046,300株の自己株式を総額1,499,995,300円で取得いたしました。

所有者別株式分布



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡 邊 弘 毅	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所代表理事
代表取締役副会長	奥 井 世 志 子	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所副代表理事
代表取締役社長	田 上 節 朗	(重要な兼職の状況) 公益財団法人明光教育研究所評議員 株式会社古藤事務所取締役
取締役副社長	山 下 一 仁	明光義塾事業本部長兼、個別進学館事業本部長兼、 FC開発部管掌 (重要な兼職の状況) 国際人材開発株式会社取締役
常務取締役	佐 藤 浩 章	プロモーション部管掌兼、情報システム部管掌兼、 サッカー事業部管掌兼、キッズ事業部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社東京医進学院取締役
取締役	武 正 芳 和	(重要な兼職の状況) 株式会社ユーデック代表取締役社長 株式会社晃洋書房取締役
取締役	堀 内 航 志	明光義塾事業本部副本部長兼、本部事務局管掌兼、 明光サポートセンター管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社MAXISエデュケーション取締役 株式会社ユーデック取締役
取締役	原 田 昌 宏	
取締役	八 尾 紀 子	弁護士 (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役 サトーホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	松 下 和 也	
監査役	小 口 隆 夫	弁護士 (新井・小口・星出法律事務所)
監査役	雨 宮 丈 洋	

- (注) 1. 取締役原田昌宏及び八尾紀子の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松下和也、小口隆夫及び雨宮丈洋の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役原田昌宏、八尾紀子、監査役小口隆夫、雨宮丈洋の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役松下和也氏は、金融機関で企業審査に携わった経験、及び三菱自動車工業株式会社執行役員財務本部長兼財務統括室長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 辞任又は解任した会社役員
 該当する事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	187,700千円 (6,300千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	20,400千円 (20,400千円)
合計	13名	208,100千円

- (注) 1. 取締役の支給等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役の使用人分の支給等の額（賞与を含む。）は8,851千円であります。また、第31回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役に対する支給等の額及び員数が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。）として決議いただいております。
 - ② 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25,000千円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	原 田 昌 宏	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	八 尾 紀 子	平成27年11月20日就任以来開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	松 下 和 也	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会16回の全てに出席し、豊富な経験に加え、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	雨 宮 丈 洋	平成27年11月20日就任以来開催の取締役会14回の全てに、また、就任以来開催の監査役会12回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。

- ④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39,600千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度における監査の計画と実績の状況を確認し、当事業年度における監査時間及び報酬額の見積りを検討した結果、その報酬額は妥当な水準と認められたため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 新日本有限責任監査法人は、(9)に記載のとおり、金融庁の処分を受けましたが、当社は、同監査法人の当社及び当子会社に対する過去の会計監査において、処分理由として指摘された事項は存在せず、監査の品質が確保されていたこと、同監査法人が当該処分に対し、適切な改善策を立案し、実行に移していることが確認できたため、同監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

(8) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(9) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 処分対象 新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
 - ・ 3カ月間（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の契約の新規の締結に関する業務の停止
 - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③ 処分理由
 - ・ 当該監査法人の他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと
 - ・ 過去の公認会計士・監査審査会指摘事項の改善策について周知徹底が図られていない等、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたこと

(10) 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
- ・ 取締役及び使用人の法令遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限及び職務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営会議及び取締役会において審議する。
- ・ 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べるができるものとする。また、取締役等は、法令違反行為を未然に防止し、かつ、そのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役（リスク管理委員長）及びリスク管理担当取締役に報告する。
- ・ 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、フランチャイズチェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
- ・ 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理室が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、同種事案の再発防止を期する。
- ・ 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
- ・ 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
- ・ 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
- ・ 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成を求められる文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。

- ・取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書については、「文書管理規程」、「稟議決裁規程」及び「情報セキュリティ規則」等諸規則に則り、適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ・「個人情報保護規程」及び「営業機密管理」に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業機密を適切、かつ、安全に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
 - ・危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策をフランチャイズチェーン全体に提示し、フランチャイズチェーン全体での経営の安定化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
 - ・取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
 - ・取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総則
- ・経営理念に基づき、グループとしての存在意義、役割を明確にするとともに、経営ビジョンによって将来のグループとしての目標を共有する。また、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - ・グループ内取引については、法令に従い適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
 - ・内部通報制度を導入することによって、グループ全体のコンプライアンス経営の強化を図る。

- b. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・「関係会社管理規程」を定め各子会社における内部統制の実効性を図る。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社に対し、業績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求める。
 - ・内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。
 - c. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - d. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
 - e. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定め、グループ会社は、当該基本方針に従い、各社の業務内容、規模、所在国、その他の事情に応じて、その体制の構築を推進するとともに、コンプライアンスの教育、啓蒙を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ・監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑦ 前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、監査役の指示により監査を補助する業務については、監査役以外から指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会、非常勤監査役は取締役会）に出席する。
 - ・監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項及び公表する企業情報は適時監査役に報告する。
 - ・監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。

- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
監査役は、「グループ企業監査役連絡会」を開催し、子会社経営情報全般に関する問題点の早期把握と情報の共有に努めるものとする。
- ⑨ 前号⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行において生じる費用等は、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
 - ・ 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、総務部リスク管理室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当する事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や配当金額の継続的な増額を基本方針としております。

上記の基本方針のもと、年間配当性向は35%程度から段階的に80%程度へ引き上げるものとし、安定的な成果の配分を実施してまいります。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金その他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、資金状況等を踏まえ、平成28年10月26日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額504,584,767円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年11月21日

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金19円を含め、1株当たり年間配当金を38円（平成27年8月期より4円増配）とさせていただきます。当事業年度の配当性向につきましては96.1%となりました。

内部留保資金につきましては、財務構造の強化を勘案しつつ、将来の新たな事業展開、明光義塾事業の教務力の強化並びに業容の拡大に伴うインフラ整備に充当する等有効投資してまいりたいと考えております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,865,287
現金及び預金	4,633,718
売掛金	1,270,738
有価証券	200,000
商品	323,364
仕掛品	11,217
貯蔵品	7,226
前渡金	30,713
前払費用	219,463
繰延税金資産	201,757
その他	83,820
貸倒引当金	△ 116,733
固定資産	10,105,324
有形固定資産	1,161,800
建物及び構築物	653,454
工具、器具及び備品	62,286
土地	446,059
無形固定資産	3,782,877
のれん	3,466,039
ソフトウェア	296,100
電話加入権	20,737
投資その他の資産	5,160,646
投資有価証券	3,083,115
長期前払費用	28,013
繰延税金資産	150,512
敷金及び保証金	779,610
投資不動産	721,115
長期預金	328,000
その他	70,279
資産合計	16,970,611

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,059,694
買掛金	150,293
短期借入金	70,000
1年内返済予定の長期借入金	4,416
未払金	48,003
未払費用	914,355
未払法人税等	230,111
未払消費税等	99,425
前受金	1,095,231
預り金	47,781
賞与引当金	350,716
返品調整引当金	24,990
その他	24,369
固定負債	701,148
長期借入金	8,248
退職給付に係る負債	42,850
従業員長期未払金	155,995
役員長期未払金	178,980
繰延税金負債	17,735
資産除去債務	215,567
長期預り保証金	75,087
その他	6,684
負債合計	3,760,842
純資産の部	
株主資本	12,984,528
資本金	972,512
資本剰余金	915,503
利益剰余金	12,740,222
自己株式	△ 1,643,708
その他の包括利益累計額	146,456
その他有価証券評価差額金	135,328
為替換算調整勘定	11,127
非支配株主持分	78,783
純資産合計	13,209,769
負債及び純資産合計	16,970,611

連結計算書類

連結損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		18,672,016
売上原価		12,165,110
売上総利益		6,506,906
販売費及び一般管理費		4,331,149
営業利益		2,175,756
営業外収益		
受取利息	31,153	
受取配当金	33,389	
受取賃貸料	92,547	
違約金収入	30,000	
その他	38,611	
		225,700
営業外費用		
支払利息	889	
持分法による投資損失	11,115	
賃貸費用	38,114	
その他	25,376	
		75,496
経常利益		2,325,961
特別利益		
持分変動利益	10,897	
投資有価証券売却益	45,469	
資産除去債務消滅益	2,282	
移転補償金	8,640	
		67,289
特別損失		
有形固定資産除却損	12,961	
投資有価証券評価損	50,212	
講師給与調整金	408,502	
関係会社清算損	104,321	
		575,998
税金等調整前当期純利益		1,817,252
法人税、住民税及び事業税	816,382	
法人税等調整額	37,267	
当期純利益		963,602
非支配株主に帰属する当期純利益		19,537
親会社株主に帰属する当期純利益		944,064

連結株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	972,512	915,503	12,770,002	△ 143,612	14,514,405
当期変動額					
剰余金の配当			△ 973,845		△ 973,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			944,064		944,064
自己株式の取得				△ 1,500,096	△ 1,500,096
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△ 29,780	△ 1,500,096	△ 1,529,876
当期末残高	972,512	915,503	12,740,222	△ 1,643,708	12,984,528

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	38,994	16,068	55,063	59,342	14,628,811
当期変動額					
剰余金の配当					△ 973,845
親会社株主に帰属する 当期純利益					944,064
自己株式の取得					△ 1,500,096
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	96,334	△ 4,940	91,393	19,440	110,834
当期変動額合計	96,334	△ 4,940	91,393	19,440	△ 1,419,042
当期末残高	135,328	11,127	146,456	78,783	13,209,769

計算書類

貸借対照表 (平成28年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,096,823
現金及び預金	2,431,407
売掛金	975,458
有価証券	200,000
商品	113,378
貯蔵品	6,171
前渡金	21,873
前払費用	144,884
繰延税金資産	153,573
短期貸付金	78,000
その他	49,396
貸倒引当金	△ 77,321
固定資産	10,655,385
有形固定資産	490,213
建物	299,954
工具、器具及び備品	27,198
土地	163,059
無形固定資産	304,187
ソフトウェア	285,802
電話加入権	18,384
投資その他の資産	9,860,984
投資有価証券	2,992,122
関係会社株式	4,761,139
出資金	10,000
関係会社長期貸付金	397,000
長期前払費用	17,432
繰延税金資産	82,077
敷金及び保証金	529,134
投資不動産	721,115
長期預金	328,000
その他	22,962
資産合計	14,752,209

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,361,033
買掛金	91,261
未払金	19,495
未払費用	604,856
未払法人税等	144,073
未払消費税等	47,001
前受金	87,244
預り金	26,883
賞与引当金	325,027
その他	15,188
固定負債	519,309
従業員長期未払金	155,995
役員長期未払金	161,250
資産除去債務	143,799
長期預り保証金	58,264
負債合計	1,880,343
純資産の部	
株主資本	12,737,133
資本金	972,512
資本剰余金	915,503
資本準備金	915,503
利益剰余金	12,492,826
利益準備金	54,482
その他利益剰余金	12,438,344
別途積立金	9,147,000
繰越利益剰余金	3,291,344
自己株式	△ 1,643,708
評価・換算差額等	134,731
その他有価証券評価差額金	134,731
純資産合計	12,871,865
負債及び純資産合計	14,752,209

損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,881,407
売上原価		8,759,285
売上総利益		5,122,121
販売費及び一般管理費		3,138,723
営業利益		1,983,397
営業外収益		
受取利息	11,617	
有価証券利息	25,719	
受取配当金	33,274	
受取賃貸料	130,813	
違約金収入	30,000	
その他	28,778	260,203
営業外費用		
賃貸費用	78,673	
その他	13,683	92,357
経常利益		2,151,243
特別利益		
関係会社株式売却益	96,671	96,671
特別損失		
有形固定資産除却損	2,830	
関係会社株式評価損	50,212	
講師給与調整金	281,680	
関係会社清算損	104,321	439,045
税引前当期純利益		1,808,869
法人税、住民税及び事業税	673,322	
法人税等調整額	76,018	749,341
当期純利益		1,059,528

計算書類

株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	972,512	915,503	54,482	9,147,000	3,205,661	12,407,143	△ 143,612	14,151,547
当期変動額								
剰余金の配当					△ 973,845	△ 973,845		△ 973,845
当期純利益					1,059,528	1,059,528		1,059,528
自己株式の取得							△1,500,096	△1,500,096
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	85,682	85,682	△1,500,096	△1,414,413
当期末残高	972,512	915,503	54,482	9,147,000	3,291,344	12,492,826	△1,643,708	12,737,133

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	37,702	14,189,249
当期変動額		
剰余金の配当		△ 973,845
当期純利益		1,059,528
自己株式の取得		△ 1,500,096
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	97,029	97,029
当期変動額合計	97,029	△ 1,317,383
当期末残高	134,731	12,871,865

独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年10月14日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 西 恭 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月14日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松下和也 ㊟
監査役（社外監査役）	小口隆夫 ㊟
監査役（社外監査役）	雨宮丈洋 ㊟

以上

第32期

明光レポート

2015年9月1日～2016年8月31日



個別指導の明光義塾



明光ネットワークジャパン

証券コード：4668

はじめに

株主の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第32期は、第30期からの中期経営計画の最終年度でありました。

第32期までの中期経営計画では、

- ①明光義塾事業の三次元成長の確立
 - ②次なる基幹事業の確立と事業領域の拡大
 - ③企業価値の向上
 - ④組織改革と人材育成による強靱な本部組織の実現
- の4つの基本戦略にて注力いたしました。

しかしながら、明光義塾事業における教室のスクラップ&ビルドの実施による教室数の減少と生徒数の減少、アルバイト講師の適切な労働時間管理、販促費増加等により、売上計画、利益計画につきまして、誠に遺憾ながら達成には至りませんでした。



代表取締役社長 田上 節朗

今後の成長に向けて

第33期におきましては、新中期経営計画を策定し、競争が激しくなった市場環境や教育改革等の時代の変化に柔軟且つスピーディーに対応しつつ、既存事業の活性化と新規事業の事業基盤の強化に努めてまいります。

明光義塾事業は、ICT教材の活用や、教育理念をより具現化する授業スタイルを採用し、授業の質の向上を図ると共に、生徒募集から入会プロセス、継続サポート、休会防止までの一環したマーケティングを強化し、生徒数増加を実現してまいります。

既存事業は、それぞれの事業領域においてブランド力の向上と営業効率の改善に努めてまいります。また、M&Aや海外展開も継続的に取り組み、企業としての持続的な成長を図ってまいります。

配当・株主優待制度について

当期の年間配当金につきましては、38円とさせていただきます。また、株主優待制度としては、株式の保有年数と株式数に応じたQUOカードを贈呈しております。

来期の配当につきましては、1株当たり年間2円増額し、年間配当金40円を予定しており、19期連続増配となる見込みです。

株主優待制度につきましては、現行制度にて引続きクオカード贈呈とさせていただきます。

今後も各事業において成長を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

MEIKO VISION

「民間教育企業」そして「自己実現支援企業」としての役割を果たすことで社会に貢献し、社会からその存在を認められる社会的存在価値の高い企業に成長していきます。

当社はこれからも、顧客・株主・社員の三位一体の繁栄を目指し、常に前進し続けます。



経営理念

教育・文化事業への
貢献を通じて人づくりを目指す
フランチャイズノウハウの
開発普及を通じて
自己実現を支援する



基本方針

教育・文化事業への
貢献を通じて
顧客・株主・社員の
三位一体の繁栄を目指す

教育理念

個別指導による
自立学習を通じて
創造力豊かで自立心に富んだ
21世紀社会の人材を
育成する

新中期経営計画 (2017年8月期～2020年8月期)

当社グループは、「教育・文化事業を核として更なる成長を図り、人づくりのトップカンパニーとなる」という2020年ビジョンを掲げ、その実現を目指しております。

新たに2017年8月期をスタートとし、2020年8月期を最終年度とする4カ年の新中期経営計画（2017年8月期～2020年8月期）を策定し、2020年ビジョンの実現を目指します。

2020年ビジョン：教育・文化事業を核として更なる成長を図り、
人づくりのトップカンパニーとなる。

新中期経営計画の基本戦略

明光義塾事業の強化

+

全ての事業の収益力強化

+

事業領域の拡大

持続的な成長

「明光義塾事業の強化」「全ての事業の収益力強化」「事業領域の拡大」の3つの戦略を主軸に、人材の育成に取り組み持続的な成長を図り、企業価値の向上を実現させます。

新中期経営計画の重点施策

①明光義塾事業の強化

生徒の主体的な学びを実現し、より一層の成績向上を実現する指導方法の進化、生徒の学習の進捗や履歴等をデジタルにて可視化するICTの開発と活用により、授業の質の向上を図ります。また、マーケティング戦略と地域戦略の強化徹底を図り、お客様のニーズを的確に把握することによって、時代や地域に適合した各種施策をタイムリーに実行してまいります。

②全ての事業の収益力強化

明光義塾事業の収益力を強化すると共に、他の事業についても収益力の強化を図り、新たな基幹事業を確立してまいります。また、各グループ間でのノウハウを共有し、経営効率を高めつつシナジーを最大化し、グループ総合力を強化してまいります。

③持続的な成長に向けた事業領域の拡大

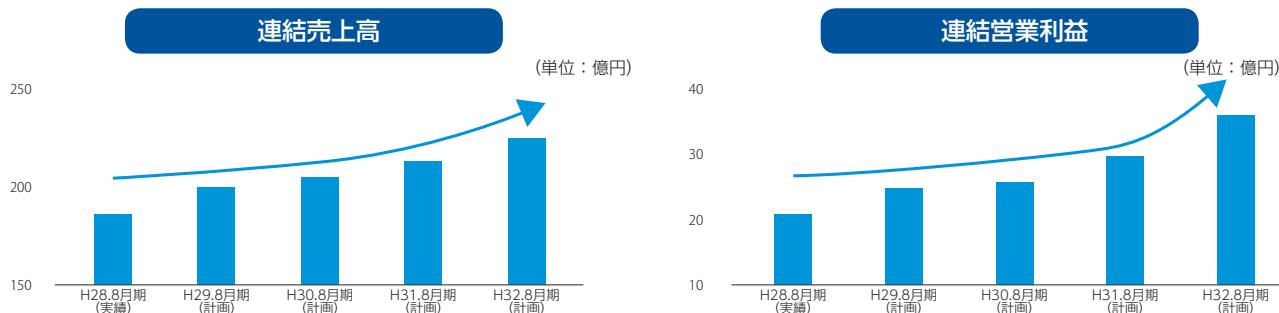
教育・文化事業の領域において、当社の理念に基づくビジネス展開で、本業の強化及び各事業の連携につながるM&Aや投資に取組んでまいります。

④人材育成

ワークライフバランスを実現し、意識改革と生産性向上を図り、グループの成長を牽引する人材の育成を行ってまいります。

⑤企業価値の向上

持続的な成長と拡大を目指し、投資家にとって魅力ある資本配当政策を実施してまいります。



(注) 上記の計画値は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後種々様々な要因によって計画値と異なる場合があります。



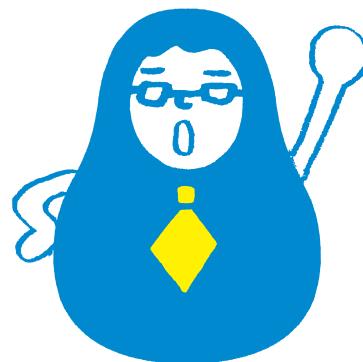
明光義塾って全国にどのくらいありますか？

全国2,102教室を展開しています

※2016年8月末現在

明光義塾は、個別指導塾のパイオニアとして、常に学習塾業界をリードし続けています。

今後も日本全国で「明光義塾」のネットワークを広げていきます！

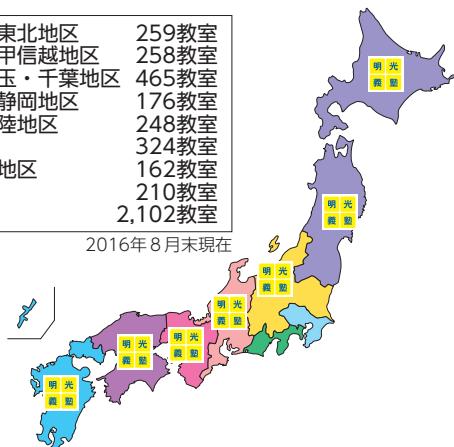


明光義塾 2,102教室

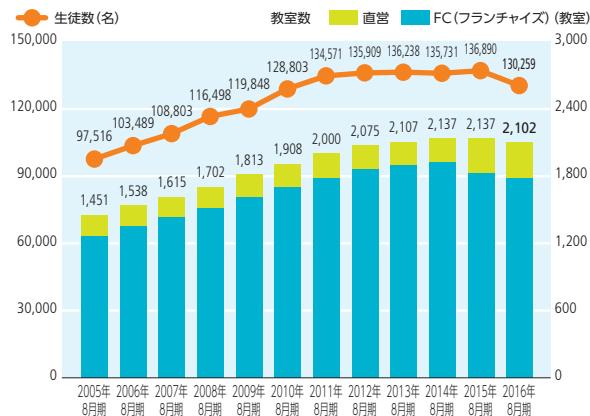
[直営230教室 MAXIS93教室 FC1,779教室]

北海道・東北地区	259教室
北関東・甲信越地区	258教室
東京・埼玉・千葉地区	465教室
神奈川・静岡地区	176教室
東海・北陸地区	248教室
近畿地区	324教室
中・四国地区	162教室
九州地区	210教室
合計	2,102教室

2016年8月末現在



明光義塾の教室数と生徒数の推移



各年の8月時点の教室数、生徒数を表示しております。

(注) 上記教室数のグラフ中の教室数は、直営教室とFC(フランチャイズ)教室の合計値です。

当社は、継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化ならびに、新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資金の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付けております。今後も持続的な成長と拡大を目指すと共に、連続増配の実現に向け取り組み、投資家の皆様にとって魅力ある資本配当政策を実施いたします。

1. 基本方針

継続した事業運営及び既存事業の成長力確保、収益力強化に向けた事業の基盤強化ならびに、新たな成長戦略に必要な資金の内部留保による自己資本の充実と、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策と位置付け、今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいります。

2. 資本効率目標

ROE（自己資本利益率）を目標値として現状の高水準なROEの維持に努めてまいります。

直近3カ年の当社のROEの推移（連結）

第30期 (2014年8月期)	第31期 (2015年8月期)	第32期 (2016年8月期)
17.6%	17.1%	6.8%

3. 自己株式買付け方針

事業環境、投資機会、当社株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社財務状況を総合的に勘案し、柔軟且つ機動的に判断することを基本方針といたします。

4. 配当政策

配当金額の継続的な増額を基本方針とし、年間配当性向を35%程度から段階的に80%程度へ引き上げます。また株主優待制度は、毎年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上の当社株式を保有されている株主様に対して、保有株式数並びに継続保有年数により、以下の金額相当のQUOカードを贈呈いたします。

継続保有年数 保有株式数	継続保有3年未満	継続保有3年以上※
	100株以上500株未満	1,000円相当
500株以上1,000株未満	2,000円相当	4,000円相当
1,000株以上	3,000円相当	5,000円相当

※株主名簿に同一番号で3年（7基準日）連続で記載されている状態



5. M&A・アライアンス

外部資源の有効活用、事業拡大・成長の観点からもM&A・アライアンスを重要な経営手段として位置付け、積極的に実施いたします。

Topic ● 台湾での明光義塾の教室が7教室になりました。

当社は個別指導塾運営ノウハウを活用し、台湾での「明光義塾」の教室展開を進めるため、2015年11月に、台湾における教育事業会社、翰林出版グループ及び百大文教とともに合弁会社「明光文教事業股份有限公司」を設立し、2016年5月に台北にて第1号直営教室「介壽教室」を開校しました。

以後、直営教室として台北に更に1教室、新北に2教室、台中に3教室を開校し、台湾での明光義塾の教室は7教室となり、順調に成長しております。

今後、直営教室だけでなく、フランチャイズ教室も順次開校する計画です。



2016年5月に開校した台北の「介壽教室」でのオープニングセレモニー



台湾での明光義塾の教室内観

■ 株価の推移 (2012年1月～2016年8月)



◎ 当社WEBサイトのご紹介

明光ネットワークジャパン

検索



<http://www.meikonet.co.jp>

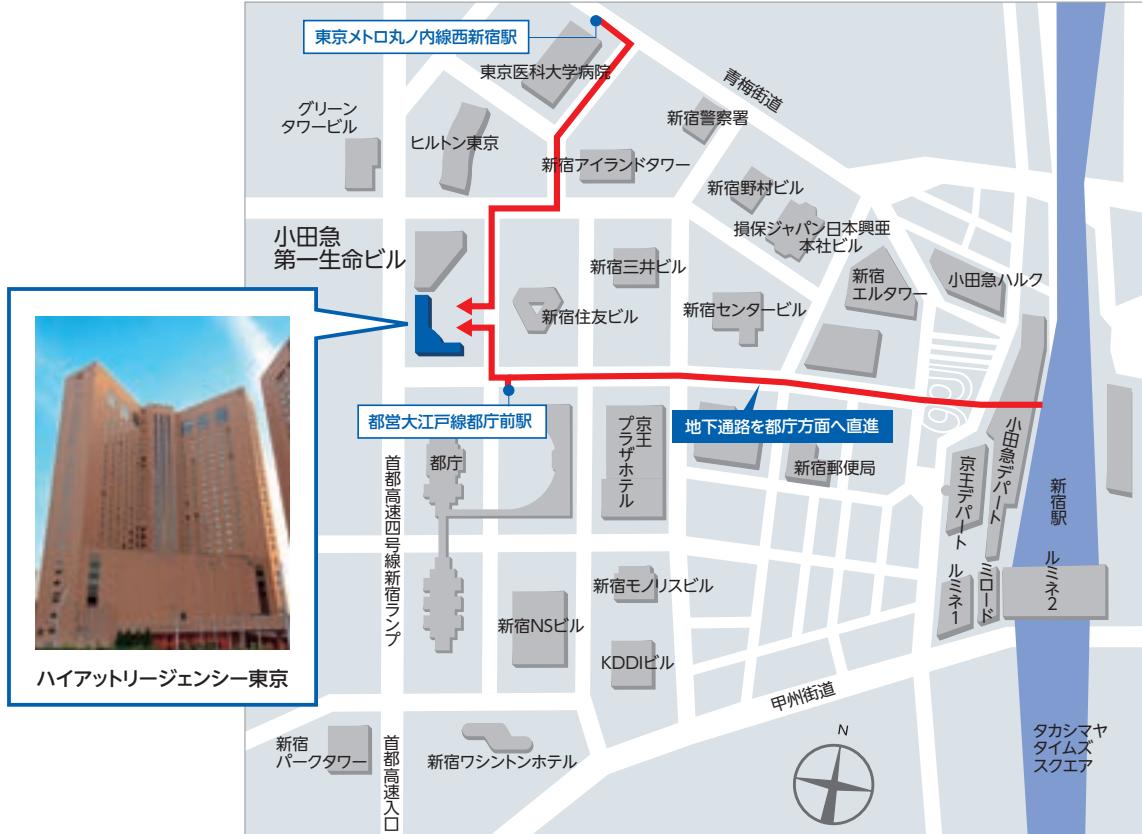


<http://www.meikogijuku.jp/>

株主総会会場ご案内図

会場

ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 電話 (03) 3348-1234 (代表)



交通のご案内

新宿駅（西口）より徒歩約9分、東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分、
都営大江戸線都庁前駅に直結

一昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

